

鹿沼市立清洲第一小学校「いじめ防止基本方針」

令和 4 年 6 月 29 日修正

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、清洲第一小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

いじめの定義

「児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

1. いじめに対する基本姿勢

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」ことをすべての児童に認識させ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2. いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」「いじめ対策委員会」を組織します。「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。

また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する考え

- (1) 道徳教育、人権教育の充実を図り、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。特に、自他の人権を尊重する児童の育成、一人一人の個性や良さを認める教育活動、他者理解を促進する教育活動を推進します。
- (2) いじめの早期発見のため、児童との人間関係を作り、児童の日常生活の些細な変化まで見取るように努め、教職員間の情報交換を更に密にします。また、各種調査、相談活動を通じていじめの芽を発見し、素早く芽を摘むようにします。児童に些細でも心配な状況があった場合には、ご家庭に連絡をするようにします。
- (3) いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」や全教職員で対応を検討し早期解決にあたります。

以下が対応する基本的な考えです。

- 事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたります。
- 傍観の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導します。
- 学校だけでなく関係機関や専門家（スクールカウンセラーなど）と連携・協力をして解決にあたります。

4. 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに鹿沼市教育委員会に報告し、その後の調査や対応の相談をします。これは、児童や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものと認める時には、鹿沼警察署と連携して対応します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに鹿沼警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童と保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に関係保護者に提供します。

6. 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評議員会での点検も含め、その結果を公表します。